

第 101 回市民事業専門委員会 会議結果報告

日 時 令和 7 年 11 月 4 日（火）10 時 00 分～12 時 00 分

場 所 かながわ県民センター 12 階 第 1 会議室

出席委員 増田 清美【委員長】、青砥 航次、石本 健二、小林 学

審議（会議）経過

（事務局）ただいまより、第 101 回市民事業専門委員会を開会させていただきます。専門委員会につきましては、県民会議の扱いを準用し、市民事業専門委員会設置要綱第 5 条により原則公開とさせていただきます。

本日の委員会は、藤井委員が欠席のため、委員 4 名の出席になります。

これより議事に入らせていただきますので、議事の進行は増田委員長お願いいたします。

■報告事項 1：第 I 期資源環境保全・再生実行 5 か年計画（素案）について

（増田委員長）それでは、事務局より説明をお願いします。

（事務局 参考資料 1、2 により説明）

（増田委員長）事務局の説明について、ご質問はございますか。

（その他の委員）特になし

（増田委員長）報告事項 2 につきましては、議題終了後に事務局から報告を行っていただきます。

■議題 1：令和 7 年度市民事業現場訪問報告書（案）について

（増田委員長）事務局より資料の説明をお願いいたします。

（事務局 資料 1 により説明）

（増田委員長）ただいまの事務局の説明についてご意見、ご提案はございますか。

（その他の委員）特になし

■議題 2：令和 9 年度以降の市民事業支援制度について

（増田委員長）事務局より資料の説明をお願いいたします。

（事務局 資料 2 により説明）

（増田委員長）ただいまの事務局案の説明について、ご意見、ご提案はございますか。

（小林委員）個人的に市民団体への補助は、可能な限り継続できる方法が良いと思います。これまで現場訪問をした際に、補助金継続のため、無理にスタンドアップ部門からスキルアップ部門に移行し、活動が厳しくなっている団体もありました。スキルアップ部門に移行することで、人手が足りない中で新しい取組を行い、団体の負担になっています。

補助期間に制限は設けなければならないですが、スタンドアップ部門で補助を継続するような内容を検討しても良いのではないのでしょうか。

（増田委員長）私もスタンドアップ部門からスキルアップ部門に移行することに関しての意見で、同じ部分があります。また、部門を移行しても、団体の水源涵養の目的は変わらないため、部門を分ける必要があるのか疑問に感じていました。

(石本委員) スキルアップ部門に移行する際に、これまでの活動と異なる活動をしなければスキルアップに該当しないと団体から思われているような気がしますし、我々もそう考えてしまっていると思います。新しい活動を検討している団体は、スキルアップ部門で申請していただいても良いと思いますが、一方で活動開始当初は活発に活動していた団体が、会員の高齢化や人手不足により活動が右肩下がりの状態で、新しい活動を行うのは困難です。活動を継続していただくことを重要視して、部門を区別しなくてもよろしいのではないかと思います。補助率は経年変化とともに下げていったほうが良いかと思いますので、それは検討していきたいです。

(青砥委員) 私も同じ意見で、活動を継続していただくことが重要であり、更に違う活動を行わなければならないと思われるのは良くないと思います。

(増田委員長) 水源涵養に関心が高い方々が、スタンドアップやスキルアップなどに囚われることなく、補助金を受けて活動することは県民目線でも分かりやすく良いと思います。

(小林委員) 確認ですが、現行の制度では、スタンドアップ部門もスキルアップ部門も補助期間に上限を設けていますが、申請がある期間は、同じ申請内容でも毎年申請書を提出してもらい、審査を行っていますよね。だとしたら、補助期間の上限をもう少し長く設けるのはどうでしょうか。例えば、10年間。毎年審査を行うのであれば、部門を分けなくても活動は継続されていくのではないのでしょうか。また、事業の拡大や、新しい活動にチャレンジする際は、補助金の申請額を上げて申請してもらえば、部門を分ける必要はなく、制度を簡単にしてはどうでしょうか。

(石本委員) よろしいと思いますが、部門分けをなくした場合に考えられるデメリットはあるのでしょうか。

(水源環境保全課長) 現行の制度は、NPO 法人の自立を目的に、スタンドアップ部門で設立当初を支援し、展開していく場合はスキルアップ部門で支援を行っています。今のお話を伺っていると、現行の制度から大きな変更を行うわけではないので、引き続きスタンドアップ部門の内容を永年ではないですが、比較的長期間において支援、スタンドアップ部門とスキルアップ部門を合わせたような制度で支援していくのはどうかという意見でした。対象の補助率や目的について、本日欠席されている藤井委員に事前に聞いた話では、「団体が継続していくことは大事ではあるが、会員の高齢化が原因で解散することも多くある。ですが、解散した団体の方が新たに団体を立ち上げ、他の地域の方が賛同して、活動を行いたいと思う人が育っていく環境が大切。同じ団体が続いていくのではなく、事業の目的が地域で続いていくということが大事」とおっしゃっていたので、そのようなことが可能となるような内容の制度にしていくのも1つの案かと思います。デメリットとしては、団体の自立が目的という部分は薄れ、地域で目的に沿った NPO 法人の活動が継続して発展していくという目的に変わるという部分だと思います。

(石本委員) 自立といっても、金銭的には現状を見るととても難しく、期待するのは厳しいかと思います。また、新しい団体の参入も望むところではありますが、補助金の応募状況を見る限りおぼつかないと感じます。ですので、現状で活動していただいている団体に、活動を継続していただくのが、まずは現実的かと思います。

(増田委員長) 現行制度は、団体の自立を促すことを目的とし、20年近く支援を行ってきまし

- たが、自立ではなく県民が水源環境保全税を活用して活動することが大事だと感じました。
- (小林委員) これまでの議論で、部門分けはしなくても良いという部分は4人共通の意見であります。違う視点で提案をしたいです。例えば、団体が行う単発のイベントに対して、これまでの支援制度の簡易版のような形で補助金を出すのはどうでしょうか。
- (青砥委員) 自分がイベントを企画したら、補助をしてもらえるとありがたいと思います。しかし、水源環境保全税で行う市民事業支援とは何かを考えなければなりません。森に關係しているイベントであれば何でも良いというわけではないと思います。また、団体の自立化よりも現在の活動を継続してもらいたいとは思いますが、補助団体が増え、際限なく補助金を交付し続けるというのは違うと思います。
- (小林委員) これまでの市民事業支援は県民会議の中で行っていましたが、新しい5か年計画の素案を見ると、都市部住民との交流・市民事業等の推進という10番事業の中に市民事業の推進があります。予算規模としては従来と同じか、または拡充を考えているのか可能な限りで教えていただけますか。
- (水源環境保全課長) まだ未確定ですが、素案にもあるとおり、市民団体の活動支援については、継続していきたいと考えています。ただ、申請団体が減少し、社会の状況が変化している中で、今後の20年間で必要な支援が何か見極められていない状態ではあります。市民事業専門委員会のお力をお借りしながらメニューを検討し、市民団体にとって助けとなるような支援を最大限行っていきたいと考えています。事業規模に関してはまだ決定しておりませんが、最大限期待に応えられるようなかたちで実現したいと思っています。まずは支援内容、支援期間などを検討していきたいです。
- (石本委員) 新しい5か年計画の10番事業には、1つ目に「都市部住民との交流事業の実施」とあります。これは県がイベントを実施し、都市部と山林地域との交流を図っていく考え方でしょうか。例えば、小林委員が提案していた単発イベントを行う市民団体への補助を、この事業で考えていくことは可能でしょうか。
- (水源環境保全課長) 可能ではあります。
- (石本委員) 必ずしも市民事業で行わなくても、10番事業の予算の中で県が主体的に市町村と連携して行うことは可能ということなんですね。
- (水源環境保全課長) ただ、「市民事業の推進」というのは、市民事業の補助金ですので考え方の中に当然NPOや市民事業の補助が中心となります。都市部住民との交流の中で連携できるという話になれば、NPOと企業、NPOと市町村共同事業など様々なメニューの可能性はあります。それを踏まえて今後20年間で何が必要かを検討している段階です。
- (石本委員) 今年度補助団体であるNPO法人は、活動が特徴的で地域活動のコミュニティの核になっています。地域の人との結びつきの中で、住民の活動をあげていくという機能を持つ団体が出てきています。想定していなかった新しい価値を持つ団体には、継続的に支援をしていきたいと思えます。中山間地域の集落やコミュニティを維持していくことにつながるという別の角度からの意味合いがあるため、水源税だけではないのかもしれませんが、水源税からもバックアップしていきたいと思えます。
- (増田委員長) 過去に市民事業支援補助金を活用し、現在も地域に根付いて活動を行っている団体があります。今後団体にとって必要な支援を検討していくには、そういう団体の話を

聞くのも良いと思いました。

(小林委員) もし令和9年度から補助団体を募集する場合は、過去に補助金を交付した団体も活動を継続していて、申請があれば受け入れる形になります。過去に申請があった団体から、一斉に応募があった場合、予算には制限があるので、審査の方法を考えておかなければならないと思います。どのような優先順位で採択を行うのか、一団体の上限額はどうか検討すべきではないでしょうか。

(青砥委員) 現段階では、そこまで決めなくても良いと思います。制度の内容が変更になっても、過去の実績を考慮しながら審査を進めていけば良いのではないのでしょうか。

(増田委員長) もり・みずカフェで出会う県民の中にも補助金に興味がある人も多くいます。水源環境保全活動を行う方々が広く活用できる補助金にしていきたいです。

(青砥委員) 森林整備などを水源保全地域で行う市民団体の数は限られているため、急激に応募が増えることは予想されませんが、普及啓発事業を行う団体は増えていると感じます。普及啓発事業は人件費が多くなる傾向にある。今までのやり方では補助金は出しにくいいため、検討していく必要があると思います。

■議題3：市民事業支援制度 20年間の報告書の作成について

(増田委員長) 事務局より資料の説明をお願いいたします。

(事務局 資料3により説明)

(増田委員長) ただいまの事務局案の説明についてご意見、ご提案はございますか。

「市民団体の活動の一助となるような報告書」とは、市民団体向けと考えて良いでしょうか。

(水源環境保全課長) 報告書作成の目的は2つあると考えています。1つは、県民に対してこれまでの取組の概要や成果をお知らせするという。もう1つは今後、市民団体の活動の参考となるよう、活動内容が分かる内容とすることだと考えています。

(青砥委員) 活動を考えている団体にとっては、Q&Aのようなかたちが分かりやすいかと思いましたが、報告書とは異なりますよね。

(水源環境保全課長) 報告に併せてそのような内容を含めることは可能です。

(増田委員長) 単なる活動の記録ではなく、県民に今後水源環境保全活動を行いたいと思ってもらえるような報告書の作成ということですね。

(石本委員) これまで補助金を活用してきた団体に、新たに活動を始める団体へのアドバイスや意見を事業別に聞き取り、掲載していけば参考になるかと思いました。

(増田委員長) これまで補助金を活用し、現在も活動を続けている団体に対し、補助金を活用して良かった点や活動のアドバイスなどを聞き取って掲載するのが良いと思います。

(小林委員) 報告書の作成にあたって、2つの側面がでてきたと思います。1つは、これまで補助金を活用した団体や、これから活動を始めようとしている団体の助けとなるような報告書。もう1つは、制度を変更するにあたっての提言。団体向けの要素と施策(県民)向けの要素の2つだと思います。構成の案を見ると、「実績」「成果」「課題」については、これまで20年間やってきたことを県民に報告するために必要だと感じます。「補助金の活用事例」という部分が大切で、先ほど意見があったとおり、これまで補助金を

活用してきた団体からの意見やアドバイスを入れながら他の団体が参考になるような内容にしていけば良いと思います。その上で、制度変更の提言を行う施策向けの対応で構成としては何も問題はないですが、作成時期が令和8年度末になっています。新しい制度はいつ公表され、いつから始まるのでしょうか。

(水源環境保全課長) 令和9年度以降の制度をより良い制度にしていくために、例えば、初めの1年間に準備及び周知期間とし、2年目以降に制度をスタートさせるということも場合によっては考えられます。

(小林委員) 分かりました。では、この構成で良いかと思います。

■報告事項2：令和8年度もり・みず市民事業支援補助金の募集について

(増田委員長) それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局 参考資料4により説明)

(増田委員長) それでは、第101回市民事業専門委員会を終了します。